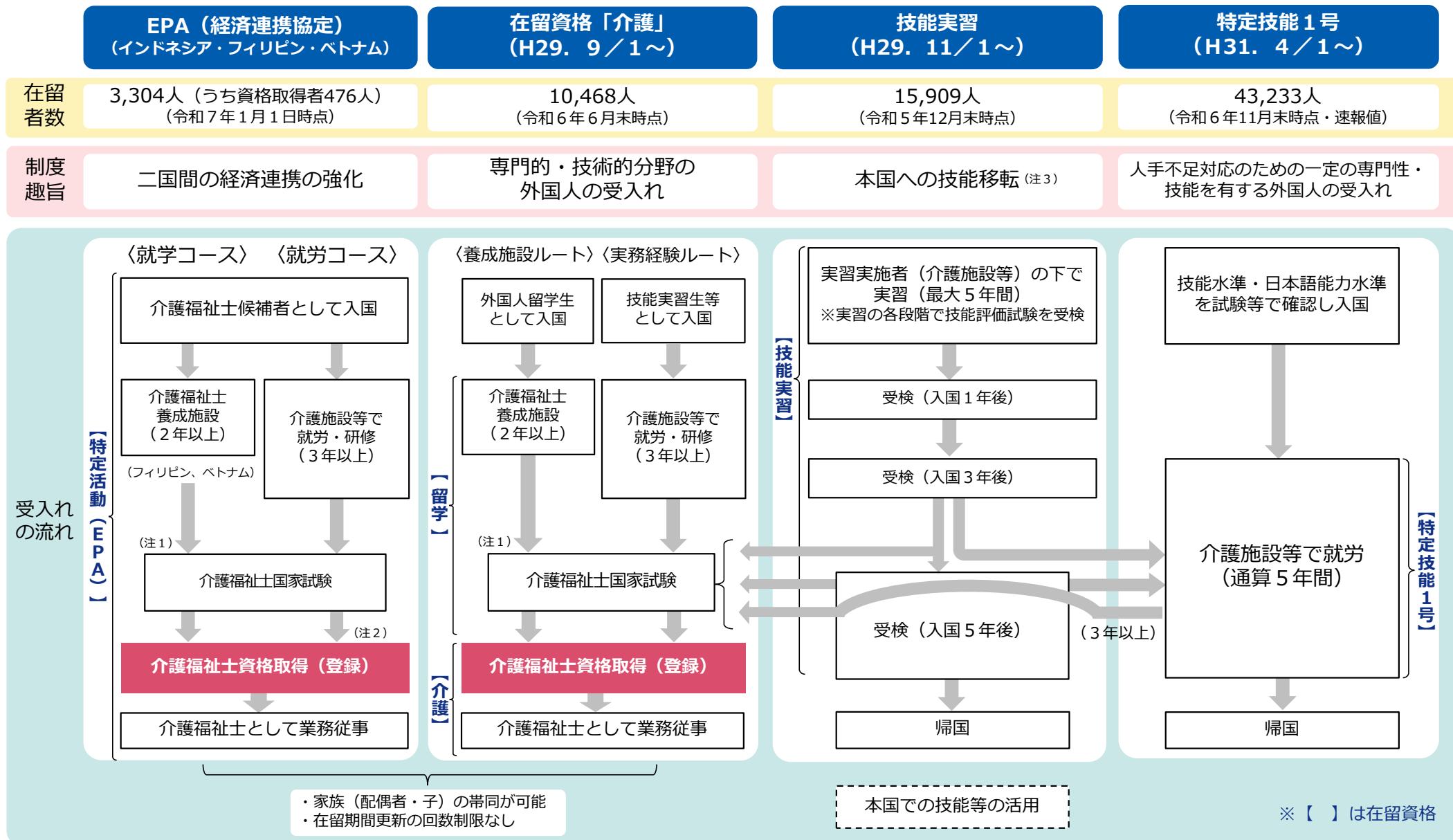


外国人介護人材の訪問系サービスへの 従事について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

外国人介護人材受入れの仕組み



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

(注3) 技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

現行の在留資格別の外国人介護人材の訪問系サービスの取扱い

- 外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、介護福祉士の資格を有する在留資格「介護」及びEPA介護福祉士は認められているが、技能実習、特定技能等は、介護職が1対1で介護サービスを提供するという業務内容の特性を踏まえ、認めていない。

	在留資格「介護」	EPA介護福祉士	技能実習	特定技能
訪問系サービスの取扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (※)	×	×
必要な手続き			<ul style="list-style-type: none">○ 技能実習評価試験の審査基準の改正が必要○ 告示等を改正	<ul style="list-style-type: none">○ 訪問系サービスに従事できないとしている分野別運用方針（閣議決定）の改正が必要○ 告示等を改正

※EPA介護福祉士候補者については、技能実習・特定技能と同様、現行では訪問系サービスへの従事は認めていないが、関係者との調整が済み次第、速やかに施行する。

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※1）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すとされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている（※2）。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参考し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

※2 令和4年12月から16回にわたる議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された

主な検討事項

1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）

伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）

猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）

今村 文典（日本介護福祉士会）

◎臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）

江澤 和彦（日本医師会）

近藤 篤（民間介護事業推進委員会）

斎藤 正行（全国介護事業者連盟）

内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）

中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）

濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）

平川 博之（全国老人保健施設協会）

富家 隆樹（日本慢性期医療協会）

松田 陽作（日本労働組合総連合会）

光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）

吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）

（敬称略、五十音順）

（◎：座長）

開催実績

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）
令和5年12月4日（第3回）、令和6年1月22日（第4回）
令和6年2月15日（第5回）、令和6年3月22日（第6回）
令和6年6月19日（第7回）

(1) 訪問系サービスへの従事

- ・訪問介護等について、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提として、受入事業者に対して以下の事項の遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき。
- ・これは、障害福祉サービスについても、同様に考えられる。

※国においても巡回訪問等の実施や母国語による相談窓口の設置、キャリアアップ支援に取り組む。

- ① 訪問介護の基本、生活支援技術、利用者・家族等とのコミュニケーション、日本の生活様式などを含む研修の実施
- ② 一定期間、サービス提供責任者等が同行するなど必要なOJTの実施
- ③ 外国人介護人材に対して業務内容等を丁寧に説明し、その意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成
- ④ ハラスメントを防止するための対応マニュアルや発生した場合の対処方法等の作成・共有、相談窓口の設置等
- ⑤ 介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入などICTを含む環境整備

- ・訪問入浴介護について、受入事業者が適切な指導体制等を確保した上で、職場内で必要な研修等を受講して、業務に従事することを認めるべき。併せてキャリアアップの観点から支援を行うよう、受入事業者に配慮を求める。

(2)その他（施行時期・戦略的な対応の必要性）

- ・今後の具体的な制度設計に当たっては、制度趣旨・目的等を踏まえつつ検討を進め、準備ができ次第、順次施行するべき。特に技能実習制度は、令和6年6月14日に成立した法律に基づき新たに創設される育成労制度の状況に留意する必要。また、既存制度との整合性について、一定の整理を行いながら検討を進めるべき。
- ・世界的な人材確保の競争が厳しくなり、介護人材の重要性が増している中で、日本がこれまで培ってきた経験等を活かしつつ、海外現地への働きかけや日本の介護現場における定着支援を、より戦略的に進めるべき。

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「**外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会**」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、昨年6月に公表した**同検討会の中間まとめでは、一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 本年2月17日には「特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等(※)でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等(※)を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**
- ※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする
 - ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
 - ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
 - ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
 - ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
 - ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと
- **令和7年4月の施行を予定。** ※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月中（予定）

障害福祉サービスにおける対応

◆外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ（令和6年6月26日）抜粋
(具体的な対応)

- 以上を踏まえると、外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、ケアの質や権利保護等の観点から、以下のとおり、事業者に対して一定の事項について遵守を求め、当該事項を適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべきである。国においては、適切な指導体制の確保やハラスメント対応等の観点から、受入事業者の遵守事項の履行体制の確保の確認や、相談窓口の設置、受入環境整備等を行うことが重要である。これは、障害福祉サービスについても、同様に考えられる。

障害福祉サービスにおいても、介護サービスと同様、日本人同様に各訪問系サービスに従事するための研修課程を修了した有資格者等（※1）であり、障害福祉サービス事業所等での実務経験等を有する者（※2）であることを前提に、利用者・家族への事前の説明や、同様の遵守事項を求めた上で、外国人介護人材の訪問系サービスの従事を認める。

（※2）障害福祉サービス事業所等での実務経験1年以上あることを原則とする

対象サービス	外国人介護人材が従事する要件 (※1 日本人同様に各訪問系サービスに従事するための研修課程を修了した有資格者等)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	各サービスの従事に必要な研修課程修了等の要件（※）を満たしていること ※ 生活援助従事者研修課程のみを修了した場合を除く
重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援で提供する各訪問系サービスについて、各サービスの従事に必要となる研修課程修了等の要件を満たしていること
居宅訪問型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援の「訪問支援員」の要件（※）を満たしていること ※ 介護を伴わない要件を除く
移動支援事業（地域生活支援事業）	一定の研修課程（※）を修了していること ※ 地域の事業の必要量の見込みや利用者へのケアの質の担保に留意し、市町村において判断 ※ 車両移送型は除く

* 介護保険制度の訪問入浴介護については、複数人でのサービス提供が必要なサービスであり、また、必ずしも介護職員初任者研修等の修了が求められないが、職場内での研修等の受講や、キャリアアップの観点でのきめ細かな支援への配慮を求める上で、外国人介護人材の従事を認めることとしており、障害者総合支援法の地域生活支援事業で実施する訪問入浴サービスについても、複数人でのサービス提供を行うことを要件に、訪問入浴介護と同様の対応や、サービス提供の安全性を確保するための体制をとることを求めた上で、外国人介護人材の従事を認める。